

(公印省略)
食生衛第810-25号
令和3年11月5日

関係各位

群馬県知事 山本 一太
(健康福祉部食品・生活衛生課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく
警戒度及び要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年11月4日（木）に開催しました、第65回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（11月6日（土）以降）を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

ー前回（10月22日（金）以降）要請からの変更点ー

（1）ガイドライン警戒度の変更
警戒度「1」：35市町村

（2）外出・県外移動について

- ・混雑した場所にはできるだけ行かない。
- ・感染拡大都道府県への移動は十分注意。

※詳細は『群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（11月6日（土）以降）』を御確認ください。

担当：生活衛生・動物愛護係

TEL：027-226-2445

FAX：027-220-4300

e-mail：eiseisuidou@pref.gunma.lg.jp